

栃木県から移譲を受ける事務権限

1 権限移譲についての本市の基本的な考え方

本市は、政令指定都市に準じた一定の規模、能力を有する「中核市」として、都市規模に応じた都市機能の一層の整備、集積が要請されるとともに、近隣自治体との広域行政や自立的な中核都市圏の中心都市としての役割も期待されている。そのためには、高度な都市機能の充実など、中核市にふさわしい都市づくりに必要な事務権限の移譲を求めることが必要である。

このようなことから、本市の自主的かつ総合的な都市づくり、自らの創意工夫による市民生活の量的・質的な充実に資する権限の移譲を積極的に求めていくこととする。

2 移譲を受ける事務権限の基準

- ・ まちづくりへの主体的な取組が可能となるもの
- ・ 住民の利便性の向上に資するもの
- ・ 一元的な事務処理が可能となるもの
- ・ 現在も、実質的には市が行っているもの
- ・ 行政の総合性の確保に資するもの
- ・ 効率的な行政運営に資するもの
- ・ 行政の機動性、即応性の向上に資するもの
- ・ 現行で中核市に移譲されておらず、政令指定都市に移譲されているもののうち、本市が必要とするもの

3 権限移譲の推進により得られる効果

- ・ 住民に身近な地点における行政サービスの提供
- ・ 行政サービスの効率化、迅速化による利便性の向上
- ・ 地域の特徴を活かした個性ある地域社会づくりの進展

4 栃木県からの移譲事務の概要

移譲時期	関係法令数	移譲事務数	主な移譲事務
平成12年度	12	68	二以上の病院を管理する場合の許可 ほか
平成13年度	5	36	特定工場の新設に関する届出の受理 ほか
平成14年度	1	1	建築統計に係る調査票の作成事務
平成15年度	6	19	理容師の出張業務の承認 ほか
平成16年度	3	26	景観形成重点地区での建築行為等の届出の受理 ほか
平成17年度	3	42	医薬品製造販売業に係る許可申請の受理等（更新）及び当該許可証の交付 ほか
平成18年度	1	3	農地を農地以外のものにする場合の許可 ほか
平成19年度	12	109	病院の休止の届出の受理等 ほか
平成20年度	4	181	特定非営利活動法人設立の認証 ほか
平成21年度	8	125	介護老人保健施設の許可、施設の廃止、施設の許可の取消又は停止の公示 ほか